

総務文教常任委員会報告

閉会中の委員会調査

平成21年2月24日

1 町税の収入状況及び税制改正の動向について

1月末の町税の収納状況は、前年より0.7%落ちています。町民税が経済不況の影響を受け3.7%落ち、年度末で3000万円程度の落ち込みが予想される。固定資産税は現年度分で0.1%上がり広域の新徴収機構の効果と思われる。国民健康保険税が町民税と連動し前年より5.5%落ち、今後が心配される。このまま推移すれば徴収率が県下最低となり前年度決算を下回る事となり、憂慮している。税制改正は住宅ローン特別控除の創設、土地等の長期譲渡所得に係わる特別控除の創設、個人県民税に係わる徴収取扱費交付金の特例処置等が予定されている。

2 第13回越後湯沢全国童画展と今後の展開について

236点の応募があり、58点の入選者が決定し、県内か

らも36点の応募があり、初めての出品者が多かった。町内展示も10月から湯沢温泉観光協会の6会場も加わり、新潟ふるさと村のイベントにも展示している。12月から童画のまちづくり委員会を立ち上げ、全国に発信できる童画のまちづくりの検討に入り、川上家、審査委員長の豊口先生もオブザーバーとして参加することとなる。

3 湯沢中学校建設基本構想と湯沢高校跡地購入の進捗状況について

湯沢高校跡地の購入は12月から県と交渉が始まり、1億7374万3千円で2月18日仮契約を締結した。湯沢中学校建設基本構想は今年度500万円の予算を計上したが、今年度は執行できない。高校跡地の活用について保育園、小学校、財源等全体としての調整が必要であり、副町長をトップに関係部署による検討委員会を設置して6月までに町の考えをまとめ町民の意見を聞くこととする。

4 地域防災計画の見直しについて

現在の防災計画は平成14年の策定であり、中越大地震、中越沖地震、18豪雪等の災害に見舞われ、見直しの必要が出て見直しを始めた。防災会議等の承認が必要なことから年度をまたぐこととなるが、繰越手続きを経て対応することとする。

閉会中の委員会審査

平成21年3月10日

●議案第3号

湯沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

湯沢、浅貝浄化センターの大規模改修、下水道料金の見直し、三俣地区の下水道整備に対応するため地域整備課から水道班を独立させ、上下水道課とする条例の改正。

主な質疑

Q：現体制での機構改革は課の統廃合にこのことも視野に入れていたのではありませんか。新課の設置が課

長ポストを増やすための機構改革であってはならない。

A：業務を円滑に進めるためには見直しも必要である。これは新しい問題に対応するためのものであり、事業が終われば再編も考えられる。

●議案第4号

湯沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

人事行政の公平性、透明性を高めることを目的とする地方公務員法第58条の2の規定による条例の制定。

●議案第5号

湯沢町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の改正について

■審査の結果

「賛成多数で可決すべきものと決定」

人事院勧告に基づき平成21年4月より、職員の勤務時間を1日8時間から7時間45分に改正する条例の改正。

主な質疑

Q：公務員に対する風当たりや世相の状況を加味すると、人事院勧告を無条件に適用することは問題がある。町が独自に判断することも必要である。また年間の労働時間はどのくらい短縮されるか。

A：職員の勤務条件等は、これまで人事院勧告に基づいてきた経過があり、このたびもこれに準じることとした。勤務時間は年間60時間くらい短縮され、31%程度である。

●議案第6号

湯沢町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成多数で可決すべきものと決定」

議案第5号の湯沢町職員の勤務条件に関する条例の改正を受け、関係条項の改正。

●議案第7号

湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成多数で可決すべきものと決定」